

大和都市計画道路の変更（王寺町決定）

都市計画道路中 3・4・712 号畠田菩提線を 3・4・712 号畠田駅前線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・4・712	はたけだえきまえせん 畠田駅前線	おうじちょうはたけだ 王寺町畠田	おうじちょうはたけだ 王寺町畠田	—	約 40m	地表式	2 車線	16m	幹線街路と平面交差 1 箇所	
			よんちょうめ 四丁目	よんちょうめ 四丁目	なお、J R 畠田駅前西側（王寺町畠田四丁目地内）に約 2,500 m ² の駅前広場を設ける。						

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

都市計画道路 畠田菩提線の変更（廃止）理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 畠田菩提線は、起点を王寺町畠田四丁目、終点を王寺町畠田五丁目とする標準幅員 16m、2 車線、延長 890mの幹線街路である。

当初、昭和 46 年に都市計画決定後、昭和 48 年に路線番号が変更され、最終平成 19 年に都市計画道路 奈良西幹線の隅切り部の変更に伴い交差点箇所が変更されている。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

畠田菩提線は、「王寺町の健全な発展と秩序ある整備を図り、均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するため、新都市計画法の施行に伴い、総合的な土地利用計画を樹立し、最近特に大阪近郊地区、交通機関に恵まれた地域として宅地開発が進み、交通量の増加が著しいので、将来の発展に対処し街路計画にも再検討を加え、交通の円滑を図ると共に、今後の発展に資する」ことを目的として、昭和 46 年に決定された都市計画道路である。

畠田駅から国道 168 号までの現道を有する区間については、本都市計画道路のみが駅へ接続する路線であり、交通結節点へのアクセスにおいて必要性が認められるが、国道 168 号から天平台畠田線までの区間については、ほぼ現道がなく「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成 22 年奈良県）に沿って検証した結果、必要性が認められないため廃止するものである。

なお、駅前広場は JR 畠田駅の西側玄関口として一般車両のみの乗入れで計画されているが、国道 168 号と接続する交差点部の工事着手が見込まれることから、それに併せて駅アクセス機能の強化や快適性の向上を図る計画を検討している。

関係機関との調整が整い次第、改めて原案を作成し、都市計画の手続を行う予定である。

(2) 変更の内容

畠田菩提線について、以下の変更を行う。

- ・ 畠田菩提線の王寺町畠田四丁目～王寺町畠田五丁目間（L=約 850m）を廃止する。
- ・ 路線の名称を「3・4・712 畠田菩提線」を「3・4・712 畠田駅前線」に変更する。

大和都市計画道路の変更（王寺町決定）

都市計画道路中 3・5・710 号王寺河合線を廃止する。

理 由

別添理由書のとおり

都市計画道路 王寺河合線の変更（廃止）理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 王寺河合線は、起点を王寺町舟戸一丁目、終点を王寺町舟戸三丁目の河合町境とする標準幅員 12m、2 車線、延長 900m の幹線街路である。

当初、昭和 40 年に都市計画決定後、平成 15 年に車線明記に伴い都市計画変更を行っている。

2. 都市計画道路変更の内容

(1) 変更の理由

王寺河合線は、「交通機関に恵まれた王寺町は、最近特に市街地の膨張及び交通量の増加が著しいので将来の発展に対処する」ことを目的として、昭和 40 年に決定された都市計画道路である。

しかしながら、今後の市街化の動向から現計画での整備の必要性は低いものと推察される。また、大和川堤防敷で現道（歩行者・自転車専用道路）のある区間及び現道がない区間を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成 22 年奈良県）に沿って検証した結果、必要性が認められないため、廃止するものである。

(2) 変更の内容

都市計画道路 王寺河合線の全線を廃止する。

大和都市計画道路の変更（王寺町決定）

都市計画道路中 3・5・713 号天平台畠田線を 3・5・713 号天平台太子線に名称を改め、次のように変更する。

種別	名称		位置			区域	構造				備考
	番号	路線名	起点	終点	主な経過地	延長	構造形式	車線の数	幅員	地表式の区間における 鉄道等との交差の構造	
幹線街路	3・5・713	てんびょうだいたいしせん 天平台太子線	おうじちょうたいし 王寺町太子 いちちょうめ 一丁目	おうじちょうたいし 王寺町太子 いちちょうめ 一丁目	—	約 290m	地表式	2 車線	12m	幹線街路と平面交差 2 箇所	

「区域及び構造は計画図表示のとおり」

理由

別添理由書のとおり

都市計画道路 天平台畠田線の変更（廃止）理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 天平台畠田線は、起点を王寺町太子一丁目、終点を王寺町畠田七丁目とする標準幅員 12m、2車線、延長 1,020mの幹線街路である。

当初、昭和 46 年に都市計画決定後、平成 15 年に車線明記に伴い都市計画変更を行っている。

2. 都市計画道路変更の内容

(2) 変更の理由

天平台畠田線は、「王寺町の健全な発展と秩序ある整備を図り、均衡ある発展と公共の福祉の増進に寄与するため、新都市計画法の施行に伴い、総合的な土地利用計画を樹立し、最近特に大阪近郊地区、交通機関に恵まれた地域として宅地開発が進み、交通量の増加が著しいので、将来の発展に対処し街路計画にも再検討を加え、交通の円滑を図ると共に、今後の発展に資する」ことを目的として、昭和 46 年に決定された都市計画道路である。

しかしながら、天平台畠田線の未着手部分である桃山菩提線から小黒送迎線を結ぶ区間については現道が無く「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成 22 年奈良県）に沿って検証した結果、必要性が認められないため、廃止するものである。

(2) 変更の内容

天平台畠田線について、以下の変更を行う。

- ・天平台畠田線の王寺町太子一丁目～王寺町畠田七丁目間(L=約 730m)を廃止する。
- ・路線の名称を「3・5・713 天平台畠田線」を「3・5・713 天平台太子線」に変更する。

大和都市計画道路の変更（王寺町決定）

都市計画道路中 8・7・711 号大和川歩行者専用道路を廃止する。

理 由

別添理由書のとおり

都市計画道路 大和川歩行者専用道路の変更（廃止）理由書

1. 路線の概要

都市計画道路 大和川歩行者専用道路は、起点を久度二丁目（三郷町境）、終点を久度二丁目とする標準幅員 4m、延長 270mの特殊街路である。

昭和 57 年に大和川歩行者専用道路として都市計画決定を行っている。

2. 都市計画道路変更の内容

（1）変更の理由

大和川歩行者専用道路は、「三郷町から王寺町、特に王寺駅周辺を利用する歩行者等の安全性、利便性の確保を図るため、三郷町の計画とも整合をとり、近隣住民の生活道路として歩行者専用道路を計画する」ことを目的として、昭和 57 年に都市計画決定された歩行者専用道路である。本路線は王寺北小学校の通学路にも位置づけられているが、通学路対策検討委員会による要対策箇所には位置づけられておらず、交通量も少なく通学路としての安全性は確保されていると判断される。

当該区間を「奈良県都市計画道路の見直しガイドライン」（平成 22 年奈良県）に沿って検証した結果、必要性が認められないため、廃止とするものである。

（2）変更の内容

都市計画道路 大和川歩行者専用道路の全線を廃止する。